

近年も社会問題化する企業の不祥事が後を絶たず → **早期是正**により**被害の防止**を図ることが必要

① 企業自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく

- 企業に対し、内部通報に適切に対応するために**必要な体制の整備等**(窓口設定、調査、是正措置等)を義務付け(具体的内容は指針を策定)
 - ※ 中小企業は努力義務
- その実効性確保のために**行政措置**(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)を導入
- 通報者を特定させる情報の守秘を義務付け

② 行政機関等への通報を行いやすく

- 権限を有する行政機関への通報の条件

(現行) 信じるに足りる相当の理由がある場合の通報	▷	(改正) 氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加
------------------------------	---	---------------------------------
- 報道機関等への通報の条件

(現行) 生命・身体に対する危害	▷	(改正) 財産に対する危害(回復困難又は重大なもの)を追加
(なし)	▷	通報者を特定させる 情報が漏れる可能性が高い場合 を追加
- 権限を有する行政機関に対し、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

○ 保護される人

(現行) 労働者	▷	(改正) 退職者、役員を追加
-------------	---	-------------------

○ 保護される通報

(現行) 刑事罰の対象	▷	(改正) 行政罰の対象を追加
----------------	---	-------------------

○ 保護の内容

(現行) (なし)	▷	(改正) 通報に伴う 損害賠償責任の免除 を追加
--------------	---	------------------------------------